
西友 / ウォルマート・ジャパン
2012 年度 社会貢献活動助成先公募 募集要項

1. 応募資格

日本国内に拠点を持つ特定非営利活動法人(NPO 法人)、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、及びそれらに類する団体で、活動実績が3年以上の団体を対象とします。

2. 助成対象案件

2.1 対象分野

活動助成の対象は、申請者が主体的に取り組む活動で、以下のいずれかの分野に関わるものとします。

- A. 女性の経済的自立支援: 女性の起業・就業支援、それらに関わる各種教育、トレーニングや育児・介護支援活動など
- B. 食品寄付活動: 食品寄付活動(フードバンク)の展開、栄養教育活動や、それらに関わる社会的・法的インフラストラクチャー整備など
- C. 環境活動: 省エネルギーの促進、温室効果ガスの排出抑制、再生可能エネルギーの普及、廃棄物の削減、リサイクルの推進、環境配慮型商品・サービスの普及支援など
- D. その他の活動: 前記 A から C 以外で、地域活性化、防災、教育、福祉、環境保全などの具体的なニーズに対応した活動

2.2 対象地域:

助成を受ける活動の対象地域は、原則として日本国内とします。

2.3 非対象案件:

以下のような案件は、選定の対象外とします。

- ① 国や地方自治体によって直接的、間接的に管理・運営されている団体の活動
- ② 営利を目的とする活動
- ③ 政治的、宗教的な活動
- ④ 申請団体と実際の実施主体が異なる活動
- ⑤ 他の団体や個人への助成を目的とする活動
- ⑥ 特定の個人、事業者、業界団体などの利益に寄与すると見なされる活動

3. 助成期間

原則として、助成契約の締結日から1年以内とします。

4. 助成金

4.1 助成総額:

今回募集分の助成総額は、2,000 万円とします。

4.2 1件あたりの助成金額:

1案件あたりの助成金額は、最大 1,300 万円として、申請金額・活動内容などを基に決定いたします。なお、申請金額の一部への助成になる場合もあります。

- A. 女性の経済的自立支援
- B. 食品寄付活動
- C. 環境活動
- D. その他の活動

4.3 助成の対象となる費用:

4.3.1 以下の費用を助成の対象とします。

① 人件費

注) 申請案件に関わる人件費のみを助成の対象とし、当該団体の常勤職員等の人件費は対象外とします。

② 旅費、交通費、宿泊費

③ 機械・物品購入費

④ 業務委託費

注) 活動の一部を第三者に委託する場合には、申請書の「助成金の使途内訳見込み」の表中に、具体的な委託内容を含めて明記してください。

⑤ レンタル料、会議費、印刷通信費

⑥ 事務用品、消耗品費

⑦ その他当社の承認を受けた費用

4.3.2 政府機関の公務員に対しては、名目の如何を問わず、当該公務員の職務上の行為または判断に影響を与える目的で、費用を支出することはできません。なお、政府機関の公務員とは下記の者をさします。

① 国内外の政府又は地方公共団体の公務に従事する者

② 国内外の政府関係機関の事務に従事する者

③ 国内外の政府又は地方公共団体が所有し又は経営権を支配する公的な企業(例: 電力会社、ガス会社)の事務に従事する者

④ 国際機関の公務に従事する者

⑤ 国内外の政府等から権限の委任を受けている者

⑥ 国内外の政党関係者

⑦ 国内外の公務員の候補者

4.3.3 反社会的勢力等に対しては、名目の如何を問わず費用を支出することはできません。

なお、反社会的勢力等とは下記の者をさします。

① 暴力団

② 暴力団員

③ 暴力団準備成員

④ 暴力団関係企業

⑤ 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ

- ⑥その他前各号に準ずるもの
- ⑦前各号の者と密接な交友関係にある者

4.4 助成金支払い時期:

- ① 助成契約の締結日から1ヶ月以内に助成金を支払います。
- ② 万一、助成期間終了時に余剰金が出た場合には、返還していただきます。

5. 選定方法

5.1 選定プロセス:

助成対象案件は、応募された案件の中から、当社の社会貢献委員会において、総合的判断に基づき選考の上で決定されます。

5.2 選定結果の通知・開示:

- ① 最終的な選定結果は、2012年6月中に、申請代表者宛てにご連絡します。
 - ② 選定された案件は、西友ホームページ等で公表します。
- なお、今回選定に至らない案件に関しては、次回の再応募を妨げません。

5.3 助成契約の締結:

助成を受ける対象に選定された団体は、選定結果の通知後速やかに、本募集要項記載の諸条件を含む所定の助成契約を当社と締結していただきます。

6. 報告および成果の公表

6.1 進捗報告:

助成契約の締結日から6ヶ月間の活動状況と成果について、同期間経過後60日以内に「中間報告書」として提出していただきます。また、助成期間終了後60日以内に、全期間の活動状況と成果についてまとめた「最終報告書」を提出していただきます。

6.2 会計報告:

「中間報告書」および「最終報告書」には、助成金の使用状況に関する会計報告を添付してください。

6.3 成果の公表:

助成案件の成果は、当社のホームページ等で公表する場合があります。また、当社主催の発表会、講演会等で発表をお願いする場合があります。

6.4 現地視察・訪問:

助成案件の実施状況および成果の確認のため、必要に応じて、当社役職員、従業員等が現地を視察・訪問させていただく場合があります。

6.5 助成を受ける団体による成果の公表等:

助成を受けた団体は、助成案件の推進および成果を、自由に对外公表していただけます。但し、その際には、当社から助成を受けた活動である旨を明示して下さい。

なお、助成を受けた活動の成果に係わる著作権、その他の知的財産権は、申請者に帰属するものとし、当社がそれらに関する権利を主張することはありません(ただし、助成を受けた活動

により作成された著作物については、当社が無償で使用させていただく場合があります。)

7. 応募手続き

7.1 応募締切:

2012年3月15日(木)

同日中の消印又は宅配便受付印有効。

電子メールでの送付、直接の持込やバイク便などでの配達は受け付けません。

7.2 申請書類:

所定の申請書類を西友ホームページ <http://www.seiyu.co.jp/social/> からダウンロードして、必要事項を日本語で記載の上で、他の必要書類と共に提出下さい。記載は、原則としてパソコン入力をお願い致します。

7.3 申請書類の提出先:

〒115-0045 東京都北区赤羽二丁目1番1号

合同会社 西友 企業コミュニケーション部 社会貢献委員会事務局

7.4 お問い合わせ先:

西友 企業コミュニケーション部 社会貢献委員会事務局

(電話: 03-3598-7489 又は 7707)

以 上